

特集

全国被害者支援ネットワーク・ 各支援センターの財政状況と課題

認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 専務理事
公益社団法人やまがた被害者支援センター 副理事長
清野 功

1 全国被害者支援ネットワークは、47都道府県において、民間の立場から犯罪被害者等の支援活動を行っている48の団体(センター)によって構成されています。

加盟団体は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(通称・犯罪被害者等支援法)に基づき当該都道府県の公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けていること(または指定を受ける計画があること)を要件としています。早期援助団体の制度は、事件を取り扱った警察において、被害者等が支援を要すると判断した場合、被害者等の同意を得てセンターに支援の連絡が入り、被害直後の被害者等が最も困惑している段階から支援の手を差し伸べることできる制度であり、現在、41のセンターが当該公安委員会から早期援助団体の指定を受けて活動しております。他の7センターについても指定の要件を充足させる準備を行っています。

2 全国ネットワーク加盟48センターの財政状況ですが、平成22年度の決算で見ますと、1年間の財政規模は、全国平均で1,698万円、多くは、1,000万円から1,600万円の財源で支援活動に必要な経費やセンターの維持管理に要する経費を賅っているという厳しい事情にあります。

相談員、直接支援員のみならず、カウンセラー、臨床心理士、弁護士等の専門家にもボランティアとしての自主的な支援活動に依存し、また、専務理事、事務局長、事務局員等の常勤者についても、その多くは低い報酬でボランティアを支えています。

財源は、センターによって多少の違いはありますが、都道府県からの補助金(または業務委託料)、市町村からの補助金、正会員会費、賛助会員会費、寄付金、その他で賅っています。

また、ネットワークと多くのセンターは日本財団から助成を受けており、ネットワークは、犯罪被害救援基金、社会安全研究財団、日本損保協会、ひまわり基金からも個

別の助成を受けて諸施策の執行に当てています。

厳しい財政状況を自らの力で打開するため、ネットワーク、各センターともに、さまざまな方策を検討し、実践しています。

例えば、自動販売機の設置者から、飲料水の売り上げの一部を被害者支援団体に寄付していただくという制度ですが、ネットワークと多くのセンターは、企業等に対して自動販売機の設置に協力をお願いしております。

また、不要になった書籍の提供を受け、特定の業者が買い取った収益の一部をネットワーク・当該センターに寄付するという制度が「ホンデリング」と銘打ってスタートしています。

3 平成17年に施行された犯罪被害者等基本法は、民間団体の果たす役割の重要性を明文化(第22条)し、加盟センターの多くが「早期援助団体」の指定を受け、途切れることのない被害者支援(同法第3条)を民間の立場から行う組織として機能できるよう求められています。一方、社会の変化は、個人や組織の自律・自立を求めており、ネットワーク及びセンターも自らの力で財政基盤を確立し、責任ある組織運営を図ることが求められています。

ネットワークは、被害者支援民間団体への期待、社会の変化、前述の厳しい財政等の現状や課題を踏まえ、今後の方向性として「第2期3年計画」を策定し、各センターとの信頼に基づく強い連携関係を構築しながら推進することとしました。

この3年計画は、直接支援員、相談員の質の向上、コーディネーターの育成と認定人材の育成、広報啓発活動の充実強化、国際化への取り組み等の活動とともに、ネットワークと各センターが共通の認識を保持しながら、組織の円滑かつ効率的な運営に必要な財政基盤の構築などについて課題解決に努めることとしています。

賛助会員はじめ皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。